

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県特定（産業別）最低賃金が改定されました。

(1) 熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
熊本県最低賃金	790円	令和元年10月1日

(2) 熊本県特定（産業別）最低賃金

産 業	時間額	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	832円	令和元年12月15日
自動車・同附属品製造業、船舶製 造・修理業、船用機関製造業	884円	令和元年12月15日
百貨店、総合スーパー	792円	令和元年12月15日

特定（産業別）最低賃金には、適用範囲があります。詳しくは、熊本労働局労働基準部賃金室（電話 096-355-3202）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。